

服装・頭髪などのきまり

服装の規定

※令和5年度より衣更えの期間を廃止します。儀式等の際には原則、正装として冬服着用とします。

上	冬服	◎ <u>学校指定の標準服</u> ・紺のブレザー ・ボタンダウンシャツ ・えんじ色のネクタイ・リボン
		※ブレザーの左胸にエンブレムをつける ※シャツの第一ボタンはとめる ※ネクタイ・リボンは、登下校時、授業時は常時着用する
	夏服	◎ <u>学校指定の標準服</u> ・ボタンダウンシャツ
		※ボタンダウンシャツの第一ボタンのみはずしてもよい ※ネクタイ・リボンは、着用しなくてもよい ※ボタンダウンシャツの下には、柄・プリントの透けないものを着用する
下	◎ <u>学校指定の標準服</u> ・紺のズボン、スカート	
	※変形することは一切禁止とする ※ズボンを着用する場合には、必ずベルトをつける ※スカート丈は膝が隠れる長さとする	
ベスト	◎学校指定のベスト・セーター ※通年で着用してもよい	
ベルト	◎黒の無地のもの	
靴下	◎白または黒の無地のソックスで、くるぶしの隠れるものを着用する ※スカートを着用する場合には、白のソックスとする ※黒のタイツ・ストッキングを着用する場合は、黒ソックスを着用してもよい ※ワンポイントまでは可とする。 ※ルーズソックスは禁止	
コート	◎ <u>通学用コート</u> ・学生用で、色は紺・黒・グレーの一般的な型のもの ※ダッフルコート・ピーコートも可とする	
マフラー	◎色は白・紺・黒・グレー・茶など派手でないものとする ※安全な巻き方をする	
上履き	◎学校指定の学年色の上履き ※令和5年度入学生ー青 ※つま先とかかとに記名	
下履き	◎ <u>白を基調とした、ひものついた運動靴</u> ※靴ひもも白とする ※体育の授業に適したものとする	
カバン	◎ <u>学校指定のカバン・サブバッグ</u> ※令和5年度より学校指定カバンが変わります。 なお、兄弟の使用していた旧型のカバンがある場合は、それを使用してもよい。	
運動着	◎ <u>学校指定の体育着</u> ・ジャージ ※全校同一のロイヤルブルー ・半袖の体育着 ・ハーフパンツ	

頭 髪 規 定

- ・前髪は目にかからない長さとする。
 - ・肩に髪がかかる場合は束ねる。
- ※ただし、授業等(礼を含む)で支障がでる場合はピンでとめる。

そ
の
他

1. 頭髪に手を加えない
※パーマ・染髪・脱色などは禁止とする
2. 髪型については必要に応じて指導する
3. 付属品については以下とする
 - ①ヘアバンド・髪飾り・リボンは禁止とする
 - ②ゴムは黒・濃紺・茶とする
 - ③整髪料はつけない
 - ④ヘアピンは黒で幅1 cm以内のものまでは着用してよい
4. まゆ毛に手を加えない
5. 化粧・ピアス・香水の類は禁止とする

※服装・頭髪には手を加えないことを原則としています。